（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第五条　信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。 ［一～九　略］ 九の二　電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。次条第九号の二において同じ。） ［十～三十五　略］ 三十六　公益財団法人大阪産業局 ［三十七～四十一　略］	**第一条**　［同上］ ［一～九　同上］ ［号を加える。］ ［十～三十五　同上］ 三十六　公益財団法人大阪産業振興機構 ［三十七～四十一　同上］
第二条　法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。 ［一～九　略］ 九の二　電子決済手段等取引業者 ［十～二十四　略］ 二十五　公益財団法人大阪産業局 ［二十六～三十　略］	**第二条**　［同上］ ［一～九　同上］ ［号を加える。］ ［十～二十四　同上］ 二十五　公益財団法人大阪産業振興機構 ［二十六～三十　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第六条　信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
第一条　中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。 ［一～十一　略］ 十一の二　電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。次条第十一号の二において同じ。） ［十二～二十九　略］	**第一条**　［同上］ ［一～十一　同上］ ［号を加える。］ ［十二～二十九　同上］
第二条　法第九条の九第六項第二号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。 ［一～十一　略］ 十一の二　電子決済手段等取引業者 ［十二～三十　略］	**第二条**　［同上］ ［一～十一　同上］ ［号を加える。］ ［十二～三十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第七条　信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
第一条　信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～二の二　略］	**第一条**　［同上］ ［一～二の二　同上］